

2023年4月14日

衆議院経済産業委員会

国際環境 NGO FoE Japan 事務局長

満田夏花

## GX 脱炭素電源法案\*に関する意見

\*脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための  
電気事業法等の一部を改正する法律案

### 1. 福島原発事故は終わっていない。事故原因の解明も道半ば

- ・ 多くの人々がふるさとを失った。生業、人とのつながり、四季折々の自然の幸を分かち合う喜びを失った。家族、コミュニティ、社会での深刻な分断がおきた。
- ・ 日本全国の電力供給に大きな影響を与えた。(→電力供給の不安定化)
- ・ 原子力損害賠償法の賠償措置額(1200億円)は据え置かれているが、賠償・廃炉・除染などの費用は政府試算で21.5兆円にもものぼる。すなわち、現行制度のままでは、万が一の事故が生じたときに、原子力事業者だけは賠償金が払いきれず、再び、国による手厚い支援が行われ、そのツケは国民および将来世代にまわされる。
- ・ 原発事故に対する国および東電の責任は、あいまいにされたまま。
- ・ 原発事故の真摯な反省を踏まえて、規制と利用の分離が行われ、原子炉等規制法に運転期間を原則40年とする定めが追加されたはずである。
- ・ 原発・エネルギーを将来的にどうしていくのか、国民的議論を行っていくことが必要である。
- ・ 事故当時、福島第一原発1号機は運転開始後40年の高経年化技術評価による審査に合格したばかりであった。高線量が続き立ち入れない場所も多く、高経年化が事故の進展にどのような影響を与えたのかは不明。最近、ようやくカメラが入り、原子炉を支えるペDESTAL部分で、コンクリートが溶けてなくなり鉄骨がむき出しになっていることがわかった。人知が及ばない部分があることを謙虚に認識すべきである。

### 国会主催の公聴会を、福島で！

「福島原発事故に対する真摯な反省」に立つのであれば、国会主催で福島において公聴会を実施してほしい。多くの人たちの声をきいてほしい。

### 2. プロセスに関する問題～国民の声が反映されていない

- ・ GX基本方針について、パブリックコメントが行われ、3,966件が寄せられた。しかし、その内容について、GX実行会議など公式な場で検討されたわけではない。国民の声が反映されていない。
- ・ 1月から3月にかけて、北海道、仙台、富山、大阪、福岡、沖縄で、経済産業省による「説明・意見交換会」が開催された。参加者から、原発推進政策、とりわけ運転期間延長に関して、批判や疑問の声があがった。出された意見をきちんとGX基本方針に反映してほしい、との声も複数あがった。経済産業省は、「ここでだされた意見は、GX基本方針に反映されるわけではない」と発言。議事録も残されていない。
- ・ 国会審議のやり方：多岐にわたる論点がある中「束ね法案」としてでは、個々の論点に即して、丁寧な審議を行うことができない。

- 原子力基本法の改正の必要性について、いつ、どのような検討が行われたのか疑問である。原子力委員会において審議が行われていたのは、「原子力利用に関する基本的考え方」改定についてであった。原子力基本法の改定案について審議されたわけではない。パブコメも「原子力利用に関する基本的考え方」についてかけられた。
- 資源エネルギー庁と規制庁、資源エネルギー庁と内閣府の「事前打ち合わせ」で法改定の絵が描かれた。資源エネルギー庁主導で国民の見えないところで実質的な内容が決められたのではないか。

→国民参加のもとでの開かれた議論を丁寧に行うことが必要

### 3. 原子力基本法：「国の責務」を詳細に書き込み、原子力産業を手厚く支援

改正案において、「国の責務」（実質的には国による原子力産業への支援）をかなり詳細に書き込んでいる<sup>1</sup>。これは以下の観点から疑問。

- エネルギーの安定供給や、エネルギー部門における脱炭素化は、原子力のみならず総合的に考慮すべき。現行の「エネルギー政策基本法」で十分に対応できる。
- たとえば「再エネ特措法」においては、ここまで詳細に「国の責務」（国による事業者支援）が書かれていない。アンバランスが著しい。「原子力」のみを特別扱いしているのではないか。
- 本来、原子力事業者が自らの責任で実施すべき内容を、国が肩代わりすることになる。結果的に原子力事業者を過度に保護する内容となり、モラルハザードを生む。
- 原発がエネルギー安定供給、自律性の向上に資するかは疑問。たとえば、大規模集中型電源である原発の事故やトラブルは、電力供給に広範な影響を与える。また、ウラン燃料は100%輸入依存であり、国産ではない。国際情勢の不安定化と無縁ではない。

<原子力基本法改定案と再エネ特措法における“国の責務”の比較>

	原子力基本法改定案	再エネ特措法
立地地域の住民の理解の促進	○	×
地域振興	○	×
人材育成	○	×
産業基盤の維持・強化	○	×
研究開発の推進	○	○
事業環境の整備	○	×
最終処分の実施に向けた地方公共団体その他の関係者に対する主体的な働き掛け	○	×

※「エネルギー政策基本法」においては、第二条にエネルギーの安定供給の確保、第三条に地球温暖化の防止および地域環境の保全、第五条に国の責務として、エネルギー需給に関する施策の策定および実施等が盛り込まれている。

### 4. 原子炉等規制法の運転期間に関する現行規定を削除する立法事実はあるのか

原子炉等規制法の改定において、現行の運転期間を原則 40 年にするという規定（第四十三条の

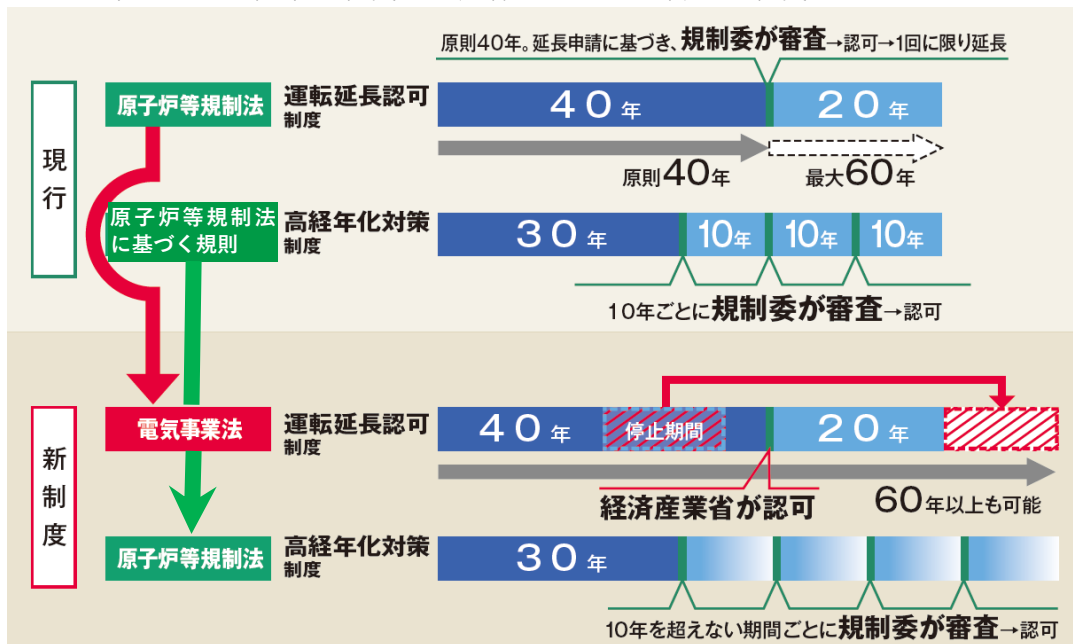
<sup>1</sup> 第二条の二において、「国は、エネルギーとしての原子力利用に当たっては、原子力発電を電源の選択肢の一つとして活用することによる電気の安定供給の確保、我が国における脱炭素社会の実現に向けた発電事業における非化石エネルギー源の利用の促進及びエネルギーの供給に係る自律性の向上に資することができるよう、必要な措置を講ずる責務を有する」とした上で、同第 2 項において、「原子力施設が立地する地域の住民をはじめとする国民の原子力発電に対する信頼を確保し、その理解を得るために必要な取組及び地域振興（中略）推進する責務を有する」とし、さらに第二条の三において、人材育成、産業基盤の維持および強化、事業環境整備などを定めている。

三の三十二) を削除しようとしている。

- ・ 2012年当時、運転期間上限に関する定めは、明らかに「規制」の一環として原子炉等規制法に盛り込まれた。このことは、今国会において岸田首相も答弁している（2023年2月15日 衆議院予算委員会）。
- ・ 2012年6月26日付内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室の資料によれば、原子力安全規制の3本柱として、①重大事故対策の強化、②バックフィット制度、③40年運転規制の導入が挙げられている。この3つは福島原発事故の教訓を踏まえたもの。
- ・ その後、運転期間の上限を撤廃する理由となる、新たな事象が生じたわけではない。すなわち、これを削除する立法事実はない。
- ・ 政府は、運転期間の上限は「利用側の政策」として整理したと説明し、その根拠として、原子力規制委員会の令和2年7月29日の文書（「運転期間延長認可の審査と長期停止期間中の発電用原子炉施設の経年劣化の関係に関する見解」）をあげている。しかし、当該文書の主旨は、運転期間から長期停止期間を除外することに否定的な見解をまとめたものであり、策定過程において、運転期間の上限の撤廃の可否について委員の間で議論が行われたものではない。根拠とするには不適切。

## 5. 運転期間の許認可を規制委から経産省へ

- ・ 運転期間の上限に関する規定を原子炉等規制法から電気事業法に移すことに伴い、原発の運転期間の延長についての認可権限は、原子力規制委員会から経済産業大臣に移管される。認可にあたっての基準も、劣化評価に基づく安全規制からのものから、電力の安定供給を確保することに資すること、事業者の業務実施態勢を有していることなど利用上の観点からの認可となる。これは以下の理由で、規制の緩和になる。
- ・ 政府は、原子炉等規制法に30年を超える原発の劣化評価を規定することにより、規制は強化されるとしている。しかし、従来から、30年超の原発に対する10年ごとの劣化評価は、高経年化技術評価として行われてきた（原子炉等規制法第43条3の22第一項の下「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」）。今回、これを法律に格上げすることになるが、基本的には、従来の制度の延長線上であり、新しい制度というわけではない<sup>2</sup>。



「Q&A 原発の運転期間の延長、ホントにいいの？」 FoE Japan (2023年1月)

<sup>2</sup> 老朽原発の劣化評価についての具体的な審査手法や、岸田首相の求めた国民への「わかりやすい説明」の内容は、現在原子力規制委員会で議論されているが、60年を超える原発の実運転データは存在しないこと、「設計の古さ」への対応は困難であることなど、課題が山積している。

- ・ 今回の改定は、運転期間の上限規定を原子炉等規制法から削除することとなるが、安全を担保するための制度を新規に追加するわけではない。つまり、原子力規制委員会の権限を縮小し、規制を緩和するものとなる。

## 6. 「運転停止期間の除外」は合理性がない

今回、電気事業法に運転期間の延長に関する認可が移管される。延長申請の際、①関連法令の制定・変更に対応するため、②行政処分、③行政指導、④裁判所による仮処分命令、⑤その他事業者が予見しがたい事由——によって運転停止を行っていた期間については運転期間に上積みできることとしている（電気事業法第27条の29の2第4項）。

- ・ 運転停止が事業者にとって予見できない事由に起因するものであったとしても、当然、経年劣化は進行する。
- ・ 利用側の観点にたつとすれば、運転延長を認めるか否かの判断基準は、その時点および将来における電力の需給状況であろう。過去においての運転停止の事情は、将来的な電力需給とは関係なく、上記の停止期間を運転期間に上積みできるという合理的な理由はない。
- ・ 運転停止事由に関しては、当時、運転停止を命令もしくは要請すべき社会的なあるいは法令上の要請があり、法律に基づく権限により、それぞれの行政機関あるいは司法により判断されたものである。「運転停止の必要がなかった」と経済産業省が認定することは適切ではない。

以 上